議案第215号

上越勤労身体障害者体育館条例の一部改正について

上越勤労身体障害者体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越勤労身体障害者体育館条例の一部を改正する条例

上越勤労身体障害者体育館条例(昭和54年上越市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設利用料金

施設名	占用利用の上限額	共用利用の上限額(1人につき)		
	(1時間につき)	区分	2時間につき	1月につき
体育館	510円	一般	210円	840円
		中学生以下	110円	440円

別表(2)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額				
210円				
160円				
110円				
110円				

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。